

子どもが生き生きと成長することが できる社会を目指して ～鳥取県青少年健全育成条例～

1 鳥取県青少年健全育成条例とは

鳥取県では、今後の世の中を引っばっていく子どもが、心も体も元気に育っていくことができる社会を作っていくことを目指しています。

そのための一つの取組として、とっとりけんせいしょうねんけんぜんいくせいじょうれい鳥取県青少年健全育成条例という決まりを作っています。

※条例：住民が守るべき決まりなどを定めたもの。住民のくらしを良くするためにひつようなことなどについて、住民の代表者（ぎいん）が集まり、話し合いなどを行う「ぎかい」というところで作られます。



条例の決まりを守ることが、子どもの安全・安心な生活につながります。

2 鳥取県青少年健全育成条例で決めていること

わたしたちが生活する中には、子どもがあつかうのはふさわしくないもの、きけんなものなどがたくさんあります。条例では、これらが子どもの目にふれたりしないよう、様々な決まりを定めています。



① 大人向けの商品は買わないようにしましょう！

お店では、子どもに大人向けの商品などは、はん売しないようにしています。

<大人向けの商品>

- ・内ようが、ぼうりよくてきな本やゲームソフト
- ・人にきがいをくわえるおそれのあるナイフ



【注意点】

インターネットでも買わない！

大人向けの商品は、お店に行っ
て買うだけではなく、インターネッ
ト上のお店や通信はん売でも買っ
てはいけません。



ゲームソフトは対象年れいを確認！

ゲームソフトには対象年れいを
示すA、B、C、D、Zのマークが付い
ています。年れいせいげんがない
のは「A」だけですので、年れいに
あわないゲームソフトでは、遊ばな
いようにしましょう。



② 夜が遅い時間たいの外出は注意しましょう！

夜が遅い時間帯に外出することは、生活習かんのみだれにつながったり、事
件・事故にまきこまれるきけんも高まります。習いごとなどで帰りが遅くなる場合
は、次のことに注意しましょう。

- ・できるだけ一人にならず、おうちの人や友だちといっしょに行動する。
- ・人通りが多い道や家や店がある道を通る。
- ・声をかけられ、変だと思ったらきっぱりとことわり、にげる。
- ・きけんを感じたら、大声を出したり、ぼうはんブザーを使う。

条例では、おうちの人たちの役わりとして、深夜の時間たい（午後11時以降）に子どもを外
出させないようにすることを定めています。また、深夜の時間帯は、おうちの人といっしょでもカ
ラオケボックスやインターネットカフェなどに入店はできませんので注意しましょう。

③ インターネットのりようは注意しましょう！

インターネットは色々なことを調べることができ、べんりですが、使いすぎて生活のリズムがくずれたり、あやまった使い方により、トラブルにまきこまれたりするきけんもあります。

おうちの人と使い方などを話し合い、ルールをしっかりと守りましょう。



<ルールの例>

- ・使ってよい時間や場所を決める。
- ・友だちなどの悪口やきずつけることを書きこんだりしない。
- ・インターネット上で知り合った人とは会わない。会うひつようがある場合はおうちの人と相談する。
- ・自分や家族、友だちのことが分かる内よう（名前や住所、れんらく先、写真など）をのせない、送らない。
- ・分からないことがあったらおうちの人と相談する

他の人に見られてははずかしい写真などは、どんなにたのまれても、相手が親しい人でも、ぜったいに送ってはいけません。

また、遊び半分であっても、送ってもらうようたのんでもいけません。





インターネットの利用などでこまったことがあれば、すぐにおうちの人や相談まど口(P4)などへ相談してください。

3 こまったときの相談先

あなた自身や友だちがトラブルにまきこまれたり、心がつらくなったりしたときは、できるだけ早く、まわりのしんらいでできる大人（おうちの人、先生、スクールカウンセラーなど）や相談まどろへ相談をしてください。

<主な相談窓口>

24時間子どもSOS	0120-0-78310（なやみいおう）／24時間受けつけ	いじめ問題やその他の子どものなやみなど
いじめ110番	0857-28-8718 / 24時間受けつけ メール ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp	いじめについての相談
こどもいじめ じんけん 人権相談	0857-29-2115 / 24時間受けつけ メール ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp / 24時間受けつけ	いじめ、ヤングケアラーについての相談
教育相談	<small>ふとうこうそうごうたいさく</small> いじめ・不登校総合対策センター 0857-31-3956 / 平日8:30～17:15	学校生活、親子かんけいなどのなやみについての相談
せいぼうりょくひがい 性暴力被害 相談センター クローバーとつとり	0120-946-328 / 24時間受けつけ ※平日夜間、土・日、年まつ年始は「 <small>せいぼうりょくひがい</small> 性暴力被害者のための夜間休日対応コールセンター」が対応	他の人に見られてははずかしい動画・画像をとられた、送ったなどの相談 
せいほんざいひがい 性犯罪被害相談 電話	#8103（ハートさん）／ 24時間受けつけ	他の人に見られてははずかしい画像をとられた・送ったなどの相談
けいさつ 警察の少年相談 窓口	24時間受けつけ（夜間及び土日祝日は受しんのみ） ヤングメール youngmail@pref.tottori.lg.jp 平日8:30～17:15 東部少年サポートセンター 0857-22-1574 中部分室 0858-22-1574 西部少年サポートセンター 0859-31-1574	子どものなやみごとについてせん門員がアドバイス
お住まいの地域 の警察署 の警察署	<small>けいさつ けいさつしよいちらん</small> 鳥取県警察の警察署一覧 https://www.pref.tottori.lg.jp/63088.htm	はんざいにまきこまれたなどの相談 

【発行元】鳥取県子育て・人財局子育て王国課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
TEL 0857-26-7076 FAX 0857-26-7863
URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/296736.htm>